

2010.2.26

平成22年2月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第834号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年1月18日

判 決

岐阜市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 小林明人

ほか4名

東京都品川区東品川二丁目3番14号

被 告 C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅野俊昭

主 文

- 1 被告は、原告に対し、280万2816円及び内金226万6839円に対する平成21年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

主文同旨

2 被告

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) ディックファイナンス株式会社は、平成15年1月1日にアイク株式会社及び株式会社ユニマットライフを吸收合併し、同日、C F J 株式会社へ商号変更し、同月6日のその旨の登記をした。

C F J 株式会社は、平成20年1月28日に合同会社へ組織変更し、被告となった（以下「ディックファイナンス株式会社、C F J 株式会社及び被告」を単に「被告」という。）。

被告は、貸金業者である。

株式会社マルフク（以下「マルフク」という。）は、貸金業者であった。

(2) 原告は、平成5年11月12日、マルフクとの間で利息制限法所定の制限利率を超える約定利率で継続的金銭消費貸借契約を締結し、その後、同社及び同社から契約上の地位を承継した被告から、別紙の「借入金額」欄記載の金員を「年月日」欄記載の日に借り受け、同社及び同社から契約上の地位を承継した被告に対し、別紙の「年月日」欄記載の日に「弁済額」欄記載額の金員を、それぞれ支払った。

(3) 被告は、利息制限法を超える金利で貸付を行っていることを知りながら、原告より返済を受けていたから、悪意の受益者である。

(4) 原告と被告の取引を利息制限法1条所定の利率で元利充当計算し、過払金発生の日から年5分の悪意の受益者が支払うべき利息を計算すると、別紙記載のとおりであり、平成21年7月10日の時点で過払金元金は226万6839円で、過払い利息残額は53万5977円である。

(5) よって、原告は、被告に対し、不当利得に基づき、280万2816円及び内金226万6839円に対する平成21年7月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

2 請求原因に対する被告の認否

(1) 請求原因(1)の事実は認める。

(2) 同(2)のうち、原告とマルフクとの間で平成5年11月12日から平成14年5月2日まで別紙のとおりの貸付及び弁済がなされたこと、原告と被告との間で同年5月3日から平成20年12月19日まで別紙のとおりの貸付及び弁済がなされたことは認め、その余は否認する。

(3) 同(3)の事実は否認する。

(4) 同(4)は争う。

3 被告の主張

(1) マルフクは、平成14年5月2日に被告に対し、マルフクの原告に対する貸金債権を譲渡したが、被告は、原告のマルフクに対する過払金返還債務は引き受けていない。また、マルフク、被告及び原告との間でマルフクの契約上の地位の譲渡に関する契約も存在しない。

(2) 被告は、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があるから、被告は、悪意の受益者に該当しない。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)の事実、原告とマルフクとの間で平成5年11月12日から平成14年5月2日まで別紙のとおりの貸付及び弁済がなされたこと、原告と被告との間で同年5月3日から平成20年12月19日まで別紙のとおりの貸付及び弁済がなされたことは、当事者間に争いがない。

2 請求原因(2)及び被告の主張(1)について

上記争いのない事実に証拠（甲4）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(2)が認められる。

この点、被告は、被告の主張(1)のとおり主張する。

しかし、本件の取引のように、利息制限法の制限超過利息の元本充当により貸金債権が残存せず、かえって過払金返還債務が発生している債権を承継している場合にも、自ら債権者として弁済を受領していることからすると、単に原

告への貸付債権を含む営業貸付債権につき債権譲渡がなされたにとどまらず、マルフクと原告との間の継続的金銭消費貸借契約に関する契約上の地位の移転もあったものと認められ、同契約により生じた貸金債権及びこれと表裏一体をなす過払金返還債務もマルフクから被告に移転したと認めるのが相当である。したがって、被告の主張(1)は採用できない。

3 請求原因(3)及び被告の主張(2)について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、このような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条前段所定の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、貸金業者である被告は、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領しているが、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたと抽象的に主張するものの、具体的に同法の適用があることについて主張立証しないから、過払金の発生について悪意の受益者であると認められる。

4 請求原因(4)について

- (1) 弁論の全趣旨によれば、原告とマルフク及び被告との取引は、同一の基本契約に基づくものであると認められる。
- (2) ところで、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、弁済當時存在す

る他の借入金債務に充当されると解するのが相当である。これに対して、弁済によって過払金が発生しても、その当時他の借入金債務が存在しなかった場合には、上記過払金は、その後に発生した新たな借入金債務に当然に充当されるものということはできない。しかし、この場合においても、少なくとも、当事者間に上記過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するときは、その合意に従った充当がされるものというべきである。

上記認定のとおり、本件の取引は、同一の基本契約に基づくものであるところ、同基本契約に基づくそれぞれの債務の弁済は、各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、同各基本契約に基づく各借入金の全体に対して行われるものと解されるのであり、充当の対象となるのはこのような全体としての各借入金債務であると解することができる。

そうすると、同基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務（ただし、同一の基本契約に基づくもの）に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

(3) そこで、本件の取引を利息制限法1条所定の利率で元利充当計算し、過払金発生の日から年5分の悪意の受益者が支払うべき利息を計算すると、別紙記載のとおりであり、平成21年7月10日の時点で過払金元金は226万6839円で、過払い利息残額は53万5977円となる。

5. 以上によれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容すべきである。よって、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第2部

裁 判 官

内 田 計 一

これは正本である。

平成22年2月25日

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 工藤博

